

道路事業、樹木の伐採等に関する市への要望手続きについて

多治見市では、各地域から寄せられる道路改良や樹木の伐採等の要望に対して、一部の地域に偏ることなく対応を進めています。

令和8年度についても、町内会長会議などで検討し、区の総意としてとりまとめたうえで要望書をご提出ください。

1 要望方法

(1) 提出期限：**令和8年6月30日（火）まで**

※緊急案件は、上記期間に限定せず、直接担当部署（別紙参照）へお問い合わせください

(2) 提出先：くらし人権課

(3) 提出方法：区ごとに要望事項をとりまとめ、提出

※メールでもご提出いただけます。

※メールでの提出の場合、受付した旨をメールの返信にて通知します。

(4) 提出書類：①要望事項を記載したもの

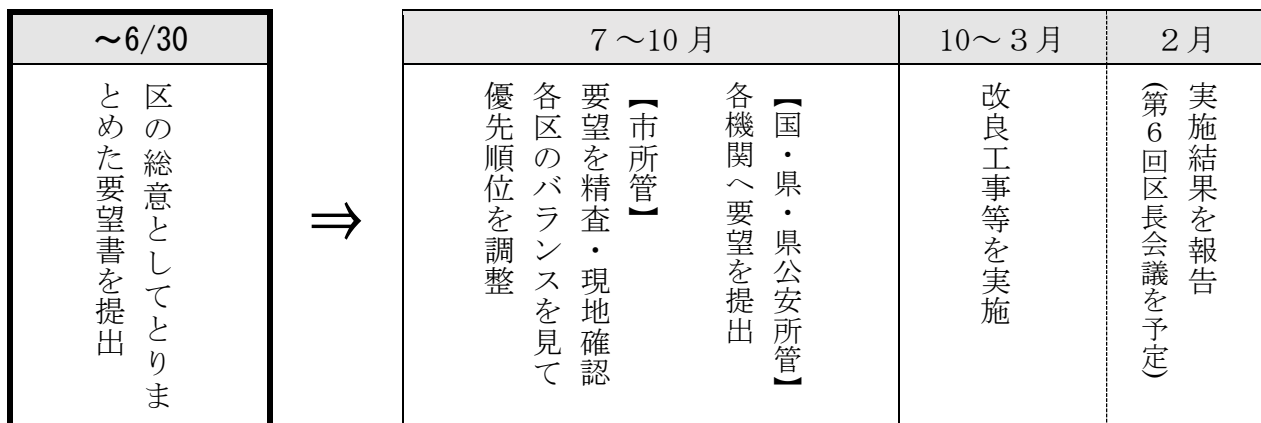
②現況写真

③位置図

(5) 対象となる要望事項

	要望内容（例）
道路に関する事項	・ ガードレールの新設 ・ カーブミラーの新設・角度調整 ・ 側溝の蓋の新設・撤去 ・ 白線の上書き ・ 道路の補修（緊急案件に該当するものは除く） ・ 道路にかかる草木の剪定 等
公園に関する事項	・ 樹木の剪定、伐採、草刈り 等
市有地に関する事項	・ 樹木の剪定、伐採、草刈り 等
市所管以外の要望 （国、県、岐阜県公安委員会）	・ 国道、県道にかかる案件 ・ 信号機の設置 ・ 規制を伴う道路標示の新設（停止線・横断歩道・速度規制等） ・ 規制を伴う道路標識の新設（一時停止・一方通行・速度規制・駐車禁止・大型車両通行禁止等）

2 要望から実施までの流れ



3 留意事項

- ① 個人所有地の樹木の剪定、伐採等は、対応できません。
- ② 市所管の市道、緑地等に係る要望は、現地確認をした後、各区のバランスを考慮し、予算の範囲で優先順位を決め、順次改良工事等を実施します。
- ③ 実施結果については、個別に報告はしません。令和8年度第6回区長会議（令和9年2月開催）にまとめて報告する予定です。
- ④ 道路事業に関する要望のうち、国、県、岐阜県公安委員会所管の要望については、令和8年10月までに市から各機関へ要望を行います。

<問い合わせ>

多治見市暮らし人権課 担当：水野

電話：0572-22-1134（直通）

Fax：0572-25-7233